

令和3年5月10日

会員各位

長崎県中小企業団体中央会

《 新型コロナウイルス感染症の拡大防止について 》

長崎県産業労働部より本会に対して、直近の感染拡大状況を踏まえて感染段階を〔ステージ4（特定圏域や業種における感染者の急速な増加）5/5〕に移行し、県下全域に特別警戒警報を発令（継続）されたところですが、長崎市内においては緊急事態宣言（5/8～5/31）の発令がなされ、以下のとおり県民・事業者への周知協力依頼を受けております。貴会員組合傘下企業並びに従業員等への周知徹底をお願いいたします。

~~~~~

令和3年5月7日

県内事業者 様

長崎県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（依頼）

日頃から、県政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、5月5日に感染段階ステージを「ステージ4（特定圏域や業種における感染者の急速な増加）」に移行し、県下全域に特別警戒警報を発令したところですが、依然として市中感染の広がりが見られる地域もあることから、5月7日に、県下全域においては現状の「ステージ4」を維持し、特別警戒警報を継続するとともに、長崎市内においては県独自の緊急事態宣言を発令し、県民の皆様により下記のとおりご協力をお願いしたところです。

つきましては、5月7日に知事から県民の皆様へお願いした新型コロナウイルス感染症への対応についてご確認のうえ、取組の徹底をお願いいたします。

特に、職場における感染事例が多く見られることから、従業員同士の接触の機会を減らす取組など感染防止対策の徹底について、重ねてお願い申し上げます。

記

○緊急事態宣言発令に伴うお願い【5/8～5/31】

- ①長崎市内における外出自粛要請及び飲食店等に対する営業時間短縮要請を5月31日（月）まで延長します。
- ②長崎市内のカラオケ設備を有する飲食店等については、5月31日（月）までの間、昼夜を問わずカラオケ設備の提供を自粛し、飲食のみの営業としてください。

- ③長崎市内における更なる人流抑制のため、飲食店等に加えて、運動施設、遊技場等の営業時間短縮へのご協力をお願いします。(準備が整い次第～5/31まで)

○特別警戒警報継続に伴うお願い

《県民の皆様へ》

- ①県外との往来は真にやむを得ない場合を除き、自粛してください。  
②家族以外との会食や複数店舗の飲み歩きはお控えください。  
③カラオケによる感染事例が依然として発生していることから、カラオケの利用はお控えください。

《事業者の皆様へ》

- ①在宅勤務等を推進し、出勤者の半減にご協力ください。  
②従業員同士の会食や出張先での会食はお控えください。

○その他

- ①「まん延防止等重点措置」の要請に向け、国との協議を進めてまいります。要請の時期については、九州各県の動向等を踏まえて調整します。  
②飲食店における感染防止対策の徹底を図るため、第三者認証制度の導入に向けて検討を進めます。

以 上